

進行スケジュール (案)

年	R 6 年度									R 7 年度			
月	4 ~ 7			8	9	10	11	12	1	2	3		
工程	体制構築			課題抽出		骨子作成		素案作成		計画確定		旭川市防災会議	
まち協	会議												
防災会議		会議 1		ワークショップ		会議 2		会議 3		会議 4			提案
住民等													

検討体制 (案)

地区防災会議

市民委員会, 町内会, 地区社協, 民生児童委員, 包括支援センター, 消防団, 女性防火クラブ, 学校関係者等で組織 (15 ~ 20人程度)

ワークショップ

上記団体の構成員 (地域住民等) で組織 (50人 ~ 150人)

検討内容 (案)

会議 1

・地区防災会議委員の選考・依頼
(市民委員会, 町内会, 地区社協, 民生児童委員, 包括支援センター, 消防団, 女性防火クラブ, 学校関係者など)

体制構築

ワークショップ 1

・地区の災害リスク
・地区の防災資源 (避難所や備蓄品)

課題抽出

会議 2

・地区防災計画の骨子の検討

骨子作成

会議 3

・計画 (素案) の検討

素案作成

会議 4

・地区防災計画の確定

計画確定

計画骨子 (案案)

- 1 目的
- 2 地区の特性
- 3 防災活動
 - ① 平常時の活動
 - ・防災訓練
 - ・連絡体制
 - ・備蓄
 - ・避難行動要支援者の支援体制
 - ② 災害時の活動
 - ・情報収集・共有・伝達
 - ・避難判断
 - ・避難行動要支援者への支援
 - ・避難所の運営
- 4 計画の見直し
- 5 防災マップ

収 支 予 算 書

事業の名称	逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト事業
団体名	近文地区防災会議

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	収入内訳
負担金	100,000	旭川市負担金（旭川市地域まちづくり推進事業負担金）
合 計	100,000	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	左のうち 負担金対象経費	支出内訳
使用料	1,000	1,000	会場使用料
消耗印刷費	96,000	96,000	防災マップ印刷製本代 会議用資料印刷代ほか
食糧費	3,000	3,000	会議お茶代
合 計	100,000	100,000	

「近文地区防災会議」 会員名簿

敬称略

No.	役職	団体名	役職	氏名	備考
1	会長	北星まちづくり推進協議会	会長	中村 幸彦	
2	副会長	近文西地区市民委員会	会長	千野 耕	
3	副会長	近文東地区市民委員会	会長	貞弘 安雄	
4	会計	近文西地区市民委員会	総務部長	山田 茂雄	
5	監査	旭川市消防団第23分団	分団長	吉田 雅和	
6	会員	川端地区社会福祉協議会 北星まちづくり推進協議会		三上 照子	
7	会員	旭星地区女性防火クラブ 北星まちづくり推進協議会		竹内 きよ	
8	会員	旭川市消防団第23分団		矢三 尚	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

(オブザーバー)

-	オブザーバー	地域活動推進課			
-	オブザーバー	旭川市防災安全部 防災課	課長	紺田 勝哉	

「近文地区防災会議」規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「近文地区防災会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、近文西・近文東地区に居住する居住者及び事業者等（以下「地区住民等」という。）が行う自発的な防災活動に関する計画である「近文地区防災計画（以下「計画」という。）の作成及び計画に基づく防災訓練等を行い、安全で安心して暮らすことができる近文地区の地域づくりに資することを目的とする。

（事業）

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 近文地区防災計画の作成
- (2) 近文地区防災計画に基づく訓練・研修の企画・開催
- (3) 近文地区住民等への啓発活動
- (4) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

（組織）

第4条 会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 北星まちづくり推進協議会委員
- (2) 前条の事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

（役員を選任）

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

（役員職務）

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。
- 5 前条第1項第4号により設置された会員の職務は、会長が別途定める。

（役員任期）

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状又は会長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、会長が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 総会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 総会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(部会)

第8条の2 会は、前条で定める会議のほか、特に検討が必要な事項があるときには、部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、会長が指名する者で構成する。

3 部会を総括するため部会長を置くことができる。

4 部会長は、会長を補佐し、部会を総括する。

5 前条第2項から第5項までの規定は、部会において準用する。その場合、会長を部会長と読み替え適用する。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和6年4月 日 から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。